

「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」素案について

令和3年1月19日
環境政策課

1 趣旨

県の温暖化対策施策の基本となる広島県地球温暖化防止地域計画の計画期間が今年度で終了することから、これまでの温室効果ガスの排出状況や取組を検証し、計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえ、第3次広島県地球温暖化防止地域計画を策定する。

また、策定に合わせ、全ての主体が取り組むべき地球温暖化問題に対し、県としての姿勢を示し、二酸化炭素排出量の実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明する。

2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画（素案）の構成

序章 はじめに

- 第1節 地球温暖化問題について
- 第2節 地球温暖化対策に係るこれまでの動向

第1章 基本的事項

- 第1節 策定の趣旨
- 第2節 計画の位置付け
- 第3節 計画期間
- 第4節 対象とする温室効果ガス

第2章 現状と課題

- 第1節 これまでの取組
- 第2節 温室効果ガス排出の現状
- 第3節 2次計画の目標に対する振り返り
- 第4節 今後の課題
- 第5節 社会情勢の変化

第3章 目指す姿と削減目標

- 第1節 30年後に目指す姿
～「ネット・ゼロカーボン社会」の実現～
- 第2節 10年後に目指す姿
- 第3節 目標設定の考え方
- 第4節 削減目標

第4章 施策の体系及び取組内容

- 第1節 基本的な考え方
- 第2節 本計画における新たな視点・ポイント
- 第3節 施策体系
- 第4節 施策の展開（下線：新規施策）
 - 1 省エネルギー対策等の推進
 - 【二酸化炭素排出削減対策の推進】
 - (1) 産業部門・民生（業務）部門対策
 - (2) 運輸部門対策
 - (3) 民生（家庭）部門対策
 - (4) 廃棄物部門対策
 - 【その他温室効果ガス削減対策の推進】
 - (5) 代替フロン類排出削減対策
 - 2 再生可能エネルギーの導入促進
 - 3 カーボンサイクルの推進
 - (1) 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進
 - (2) 森林吸収源対策の推進
 - 4 気候変動を見据えた適応策の推進
 - 5 基盤づくりの促進

第5章 計画の推進

- 第1節 各主体の役割
- 第2節 計画の推進体制と進行管理

3 素案

別紙 第3次広島県地球温暖化防止地域計画素案のとおり

4 今後のスケジュール

【計画素案】

- 1月～2月 パブリックコメント
- 1月28日 広島県環境審議会において審議

【計画案】

- 3月中旬 広島県環境審議会において審議
- 3月下旬 同審議会からの答申を踏まえ策定

「第3次広島県地球温暖化防止地域計画（素案）」の概要

1. 基本的事項

(1) 策定の趣旨

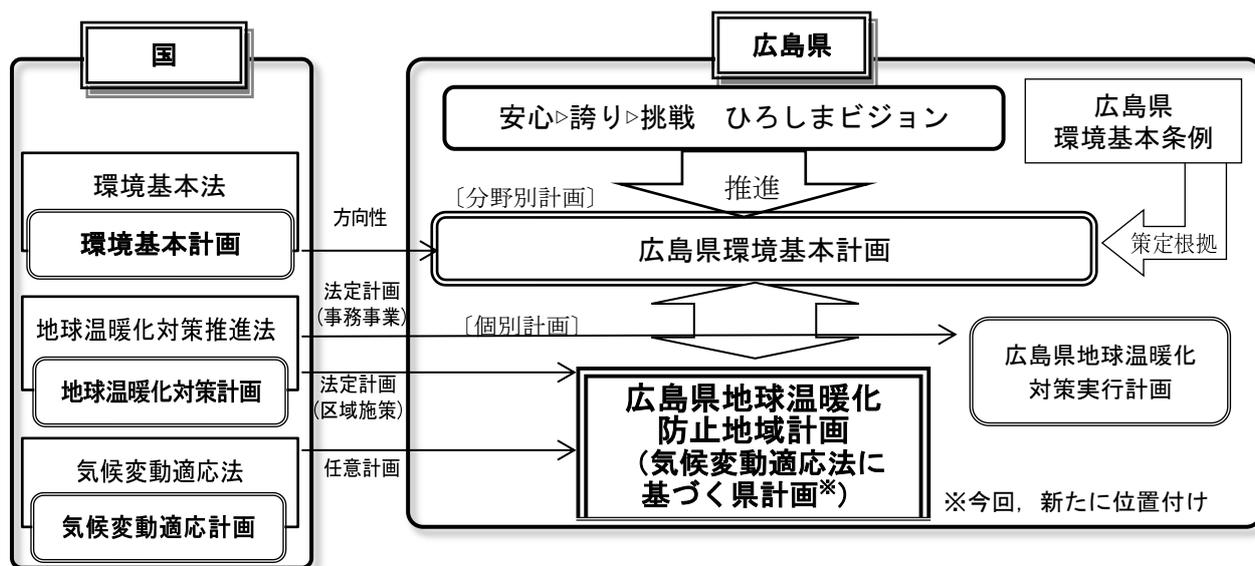
温暖化対策を取り巻く情勢は、「パリ協定」採択をはじめとした国際的な動向や、「気候変動適応法」の制定、(一社)日本経済団体連合会(経団連)による「チャレンジ・ゼロ」の提唱などの国内の動向がある中、首相の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するなど、社会情勢の変化が加速している。

こうした変化に適切に対応し、県民、事業者、行政等の各主体が、総合的に、温室効果ガスの削減対策(緩和策)と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)を推進するため、第3次広島県地球温暖化防止地域計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく法定計画及び気候変動適応法に基づく任意計画※であり、広島県環境基本計画の個別計画

※ 気候変動適応法(平成30年法律第50号)の制定に伴い、今回新たに位置付け



(3) 計画期間

令和3(2021)年度 ~ 令和12(2030)年度

2. 現状と課題

(1) これまでの主な取組

省エネルギー対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> 事業者による温室効果ガス削減計画や自動車使用合理化計画に基づく計画策定を支援し、自主的な二酸化炭素削減の取組を促進した。 家庭に対しては、ひろしまエコチャレンジの開設やうちエコ診断の実施など排出量削減対策を強化し、一定の削減効果はあったものの、少人数世帯数の増加や家電の大型化などの社会状況や、省エネ家電の買い替えがなかなか進まないことなどにより、二酸化炭素排出量の削減目標は達成困難な見込みである。

再生可能エネルギーの導入促進	
<ul style="list-style-type: none"> 国の再生可能エネルギーの電力固定価格買取制度（FIT）により、主に太陽光発電の導入が進んできたところ、県と中国電力グループが共同してメガソーラー発電を事業化し、得られる収益を地域の省エネ活動や幼稚園・保育園等の省エネ設備導入に補助することで還元する事業を実施した。 里山の未利用木材をバイオマス燃料として活用する活動について、専門家派遣等を行い、実行組織の立ち上げ支援を実施することで推進した。 	
森林吸収源対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 林業経営における高性能機械の導入支援、低コスト化や経営適地の特定など、経営サイクルが構築できるよう取組を実施したほか、大規模製材工場等へ安定供給を行うことによる有利販売など、生産された木材が持続的に活用されるよう取組を実施した。 林業経営に適さない森林については、ひろしまの森づくり事業などを通じ、手入れ不足の人工林を解消するとともに、ボランティア活動を含めた里山林の整備を推進した。 	
基盤づくりの促進	
<ul style="list-style-type: none"> 県民・団体・事業者・行政が相互に連携し、「ひろしま地球環境フォーラム」に構成団体として参画するとともに、事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援した。 幼児から高校生までのこどもが自主的に環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」について、市町の協力を得て、支援情報の提供など学習に関する取組を実施した。 総合技術研究所や県立広島大学において、LED技術の活用、LCA（ライフサイクルアセスメント）導入促進、地域課題の解決に向けた研究等を実施した。 家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン排出抑制法の適切な運用を通じて、代替フロン類の排出抑制を図った。 	

(2) 2次計画の目標に対する振り返り

目標項目の達成見込状況

(単位：万 t-CO₂)

区分		H19	R2		達成状況	
		基準値 ^{※1}	目標値(削減割合)	実績見込 ^{※2} (削減割合)		
二酸化炭素	運輸部門	698	531(▲24%)	571(▲18%)	未達成見込	
	民生部門	家庭	502	291(▲42%)	499(▲1%)	未達成見込
		業務	467	271(▲42%)	350(▲25%)	未達成見込
	廃棄物部門	50	45(▲10%)	48(▲5%)	未達成見込	
	小計	1,718	1,151(▲33%)	1,467(▲15%)	未達成見込	
その他ガス ^{※3}		180	189(5%増に抑制)	180(0%)	達成見込	
目標計		1,898	1,329(▲30%)	1,647(▲13%)	未達成見込	
二酸化炭素	産業部門	4,200	—(エネルギー消費原単位を13%改善)	3,831(▲9%) ^{※4}	—	
合計		6,098	—	5,478(▲10%)	—	

- ※1 H28以降の電力調査統計の公表内容変更による排出量算定方法の見直し等により、遡って数値修正を実施したため、基準値のデータが計画策定時と異なっている。
- ※2 H28までの実績値から推計した。
- ※3 二酸化炭素以外の6種類の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素)の合計。
- ※4 エネルギー消費原単位は事業者自らが個々に業種特性に応じて設定されており、部門全体の集計は困難であったため、総量での削減割合を表記している。
- ※5 端数処理の関係で、合計値が合わない場合がある。

(3) 社会情勢の変化

① 環境全体に影響がある社会情勢の変化

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の重要性
SDGs の考え方を取り入れて、あらゆる主体を巻き込みながら、施策を推進していく必要がある。
- ・ 人口減少・少子高齢化の進展
少子高齢化等によるライフスタイルの変化に対応した環境施策を展開していく必要がある。
- ・ AI/IoT 等のデジタル技術の急速な進展
AI/IoT などの DX（デジタルトランスフォーメーション）が進展しているところであり、エネルギーの見える化を活用した効率的な省エネルギー対策など、エネルギーの有効利用の更なる進展が見込まれている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響
例えば、働く場所の分散化は空調等の効率が悪くなり、温室効果ガス排出量が増加する懸念もあるため、状況を注視しながら、必要な対策をする必要がある。

② 地球温暖化問題を取り巻く社会情勢の変化

- ・ 気候変動に関する国際連合枠組条約（パリ協定）
パリ協定では、21 世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロを目指しており、長期的な視点に立った施策の展開が求められる。
- ・ 事業者自らの脱炭素社会への挑戦
（一社）日本経済団体連合会（経団連）をはじめとする産業界は、自主的に「低炭素社会実行計画」を策定・実施等している他、「チャレンジ・ゼロ」を提唱し、ネット・ゼロの早期実現を目指しており、必要に応じて支援等していく必要がある。
- ・ 「2050 年カーボンニュートラル」宣言
令和 2（2020）年 10 月、首相の所信表明演説において「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言した。「鍵になるのは次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした革新的なイノベーション」などとされ、動きが加速している。

3. 目指す姿と削減目標

(1) 目指す姿（30 年後・全体） ～「ネット・ゼロカーボン社会」の実現～

社会全体において、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、再利用等による除去量との均衡が達成された、温室効果ガス排出実質ゼロとする「ネット・ゼロカーボン社会」の実現を目指す。

この実現に向けて、県民、事業者など多様な主体がともに取組を進められるよう、「みんなで挑戦 未来につながる 2050 ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」を行う。

(2) 目指す姿（10 年後・全体） ～安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョンの環境分野に係る記載と整合

ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、省エネ住宅や省エネ家電等の普及・拡大や、生産・加工・流通・消費の各段階における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用が進み、二酸化炭素の排出をできるだけ抑えた暮らしや事業活動が定着しています。

加えて、二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用、石油由来プラスチックからの代替などを促進し、環境と地域経済の好循環を図りながら、広島型カーボンサイクル構築の取組が加速しています。

(3) 削減目標

国の「地球温暖化対策計画」（平成 28（2016）年）では、中期目標として、温室効果ガスを「令和 12（2030）年度において、平成 25（2013）年度比 26.0%減の水準にする」こととしている。この目標は、経団連（産業界）の「低炭素社会実行計画」や業界団体へのヒアリング等を踏まえ、具体的な数字の裏付けのある個々の対策について、排出削減見込量、対策を推進するための国の施策などが各分野・区分ごとに示されている。

県としても、この国目標が達成されるよう、着実に取り組んでいくこととし、まず、現状から特段の対策を行わない場合（趨勢型（BaU）シナリオ）の温室効果ガス排出量の将来予測を行い、そこから国の「地球温暖化対策計画」における削減見込量の考え方を本県に当てはめて算定した場合の削減可能な温室効果ガス排出量を控除して、削減目標を設定する。

なお、広島県の二酸化炭素排出量の7割以上を占める産業部門について、更なる削減を進めるため、「原単位方式」から「総量方式」での削減目標を設定する。

【温室効果ガスの削減目標】

**令和 12(2030)年度における広島県の温室効果ガス排出量を
平成 25(2013)年度比 22%削減する。**

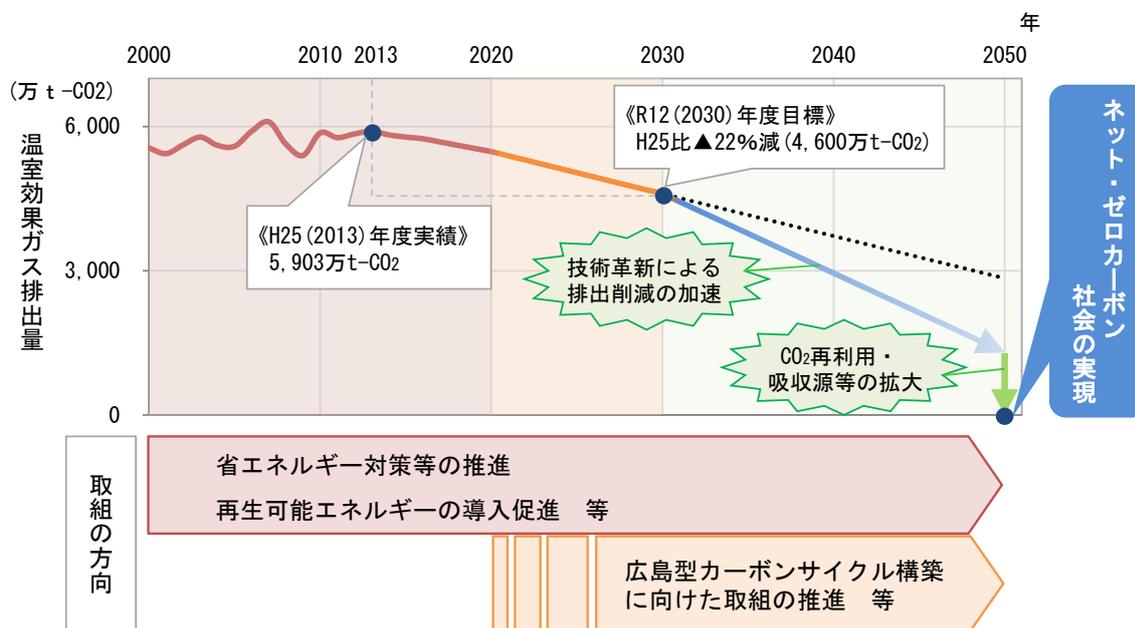
(単位:万 t-CO₂)

区分		H25(2013) (基準年度)	R12(2030) (目標年度)				
		排出量 ①	将来予測 (BaU) ※ ②	削減見込量 ③	対策後排出量 ④=②+③	目標削減率 ⑤=(④-①)/①	
二 酸 化 炭 素	産業部門	4,094	3,733	▲502	3,231	▲21%	
	運輸部門	613	607	▲84	522	▲15%	
	民生 部門	家庭	579	513	▲114	399	▲31%
		業務	405	363	▲96	267	▲34%
	廃棄物部門	45	52	▲4	47	+5%	
小 計		5,736	5,268	▲802	4,466	▲22%	
その他ガス		167	235	▲100	134	▲19%	
合 計		5,903	5,503	▲903	4,600	▲22%	

※ 現況のまま追加的な対策を講じない場合（現状趨勢（BaU））の排出量

【2050（令和 32）年におけるネット・ゼロカーボン社会の実現に向けたイメージ】

・令和 12（2030）年度以降は、現時点で解決できていない課題について、技術革新（イノベーション）により、二酸化炭素排出量の削減及び二酸化炭素再利用の取組を加速し、新たなビジネスモデルの構築につなげていく。



4. 施策の体系及び取組内容

(1) 本計画における新たな視点・ポイント

① SDGsの考え方を活用した施策展開

本計画では、SDGsの考え方を取り入れて、県の施策をSDGsと関連付けることで、施策の見える化を図り、県民・事業者への浸透につなげていく。

② 省エネルギー対策推進の強化

排出量の7割を占める産業部門について、これまで、生活環境保全条例に基づく「温室効果ガス削減計画書」制度により、事業者自らが排出量を見直し、削減に取り組むよう推進してきたが、継続したさらなる削減のため、自主的な取組が着実かつ効率的に達成されるための施策を実施する。

また、2次計画期間において最も削減が進んでいない家庭部門について、常日頃の心がけによる節電などの省エネ行動促進に加え、省エネ効果が大きい住宅の断熱化や省エネ家電の使用のような取組について、県に求められている役割を把握しながら、施策を検討する。

③ 再生可能エネルギーの導入促進

国の再生可能エネルギーの電力固定価格買取制度（FIT）について、順次、価格の固定期間の終了を迎え、買取価格の変動により、発電設備設置費用の回収見通しが不透明な状況となっている。

これまでは、主に再生可能エネルギー発電設備（供給側）に着目した取組を実施してきたが、FIT制度に頼らない仕組づくりのために、これに加え、再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組を検討する。

また、大規模な再生可能エネルギー発電設備の設置には、様々な立場からの意見があり、環境や安全への配慮がより求められている。更なる再生可能エネルギーの導入拡大のため、周辺環境への配慮をしながら、経済的な自立をするための課題を整理し、県として可能な取組を検討する。

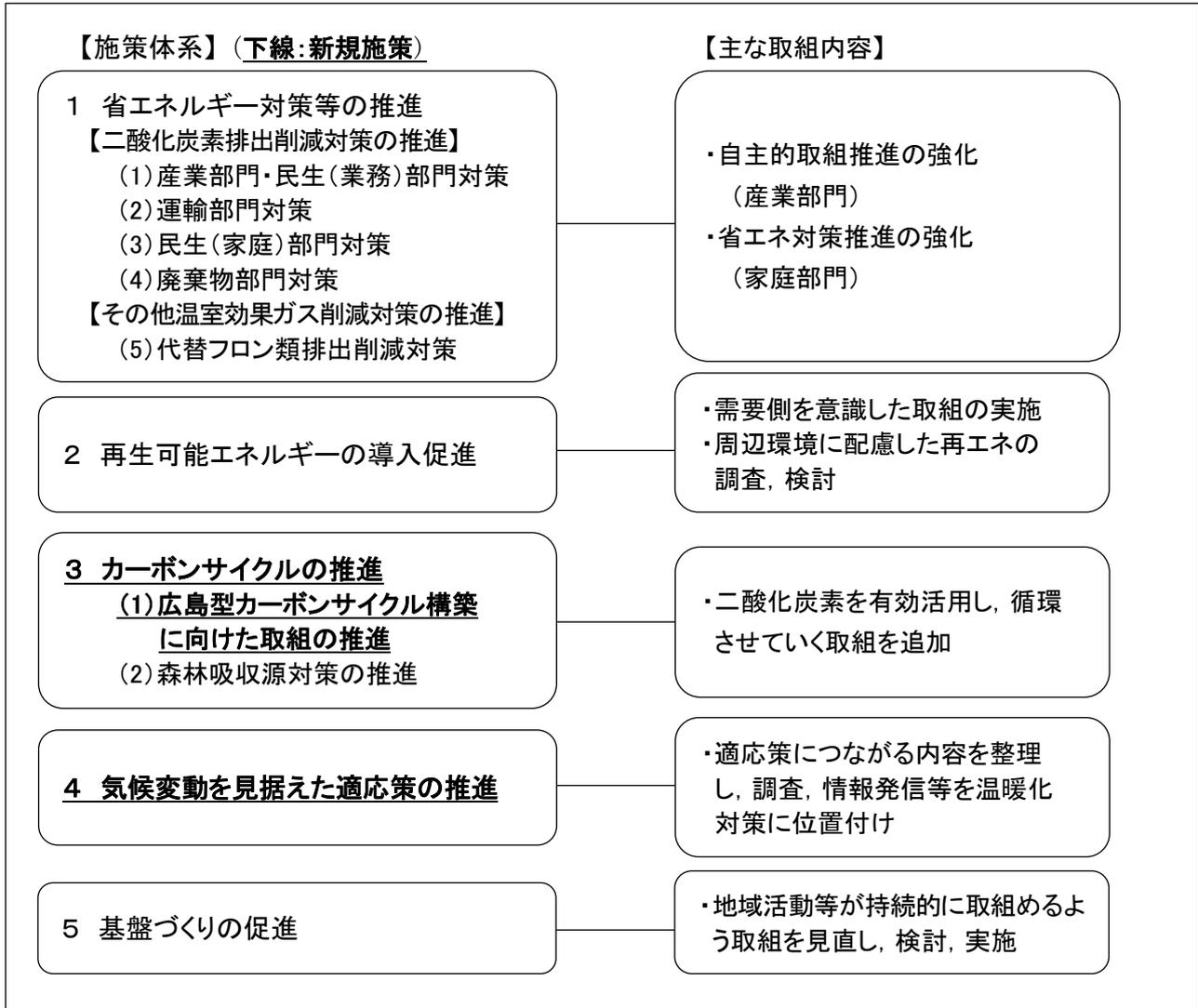
④ 広島型カーボンサイクルの構築に向けた取組

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、再利用等による除去量との均衡が達成された、温室効果ガス排出実質ゼロとする「ネット・ゼロカーボン社会」を目指すこととし、生産活動で発生した二酸化炭素を分離・回収の上、二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用などにより、環境と地域経済の好循環を図りながら、SDGsへも貢献することで、日本のみならず世界から注目を集めるような広島型カーボンサイクル構築の取組を推進していく。

⑤ 気候変動を見据えた適応策

気候変動は、幅広い分野に影響が及ぶことから、広島県における現状を踏まえ、対策の優先順位が高い項目を整理し、情報収集を行いながら、適宜対策を実施するほか、それ以外の項目についても、一元的に情報を収集し、共有し、必要に応じて見直しを行っていく。

(2) 施策体系



(3) 施策の展開

① 省エネルギー対策等の推進



【二酸化炭素排出削減対策の推進】

〔1〕産業部門・民生（業務）部門

目指す姿 (10年後)	事業者は、製品・サービスのサプライチェーン及びライフサイクルを通じ、温室効果ガスの排出量等の把握に努め、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供が図られています。消費者が環境に配慮した製品・サービスを選択するために必要な情報が「見える化」され、活用されています。		
目指す姿 (5年後)	エネルギーを一定規模以上使用する事業者は、生活環境保全条例に基づく「温室効果ガス削減計画」の策定・公表、実施状況報告書の県への提出を行い、自社の排出量や排出削減の取組を把握できています。削減計画の進捗状況が進んでいない事業者や、自社の排出量等の把握が進んでいない中小事業者を対象として、県が、省エネ診断士を派遣し、省エネの取組や設備の導入を助言しています。		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 産業部門の二酸化炭素排出量は、平成 28 (2016) 年度に 4,040 万 t-CO₂ となっており、基準年度 (平成 25 (2013) 年度) の 4,094 万 t-CO₂ に対し、1.3%減少している。 民生（業務）部門の二酸化炭素排出量は、平成 28 (2016) 年度に 366 万 t-CO₂ となっており、基準年度 (平成 25 (2013) 年度) の 405 万 t-CO₂ に対し、9.7%減少している。 		
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 自主的に計画を策定し、取組を実施する企業が増加している一方、環境への取組が遅れている企業も見られ、自主的な取組の後押ができていない。 		
主な取組 の 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ○温室効果ガス削減計画書の策定・公表制度による事業者の自主的な取組の促進 ○二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進 		
成 果 指 標	項目	現状値 (H25)	目標値 (R12)
	二酸化炭素排出量 H25 比削減率 (産業部門)	— (4,094 万 t-CO ₂)	▲21% (3,231 万 t-CO ₂)
	二酸化炭素排出量 H25 比削減率 (民生（業務）部門)	— (405 万 t-CO ₂)	▲34% (267 万 t-CO ₂)

〔2〕運輸部門

目指す姿 (10年後)	次世代自動車の活用、エコドライブの推進、公共交通機関や自転車の利用促進等により、低炭素ライフスタイルへ転換しています。		
目指す姿 (5年後)	一定規模以上の自動車を使用する事業者は、生活環境保全条例に基づく「自動車使用合理化計画」の策定・公表、実施状況報告書の県への提出を行い、自社の自動車使用状況や低公害車の導入状況等を把握し、自主的に温室効果ガスを抑制する取組を見直し、実施しています。また、県は、次世代自動車の活用、エコドライブの推進、公共交通機関や自転車の利用促進等について、必要な情報を提供しています。		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 運輸部門の二酸化炭素排出量は、平成 28 (2016) 年度に 583 万 t-CO₂ となっており、基準年度 (平成 25 (2013) 年度) の 613 万 t-CO₂ に対し、4.8%減少している。 		
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「自動車使用合理化計画」策定・公表制度による、事業者の自主的な取組を促すとともに、家庭に対して啓発していくことが求められる。 エコドライブ等の普及や道路交通流対策などにも取り組んできたところだが、さらなる削減のためには、引き続き取組が求められる。 		
主な取組 の 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車使用合理化計画の策定・公表制度の適切な運用 ○低炭素型交通体系の推進 		
成 果 指 標	項目	現状値 (H25)	目標値 (R12)
	二酸化炭素排出量 H25 比削減率 (運輸部門)	— (613 万 t-CO ₂)	▲15% (522 万 t-CO ₂)

〔3〕 民生（家庭）部門

目指す姿 (10年後)	家庭において、自らのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握するとともに、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択（COOL CHOICE）をし、健康面への配慮や快適性など豊かさのある低炭素住宅・建築物の選択、省エネルギー機器への買換え等により、低炭素ライフスタイルへの転換が図られています。		
目指す姿 (5年後)	家庭において、省エネ機器や省エネ住宅など、初期投資が比較的高額になる製品等について、長期的なコストメリットが分かりやすく「見える化」されています。また、環境イベント等を通じ、省エネ行動の必要性とメリットが認識されています。		
現 状	・民生（家庭）部門の二酸化炭素排出量は、平成 28（2016）年度に 517 万 t-CO ₂ となっており、基準年度（平成 25（2013）年度）の 579 万 t-CO ₂ に対し、10.7%減少している。		
課 題	・少人数世帯数の増加や家電の大型化などにより、実際の削減につながっていない。 ・家庭において、断熱性能が高いなど、一定の省エネルギー対策を講じた住宅は、新築住宅を中心に普及し始めているが、既存住宅を含めた住宅ストック全体としては十分普及が進んでいるとは言えない。		
主な取組 の 方 向	○「広島県地球温暖化防止活動推進センター」などと連携した地域の取組の推進 ○「うちエコ診断」の実施など、二酸化炭素排出量「見える化」の促進		
成 果 指 標	項目	現状値（H25）	目標値（R12）
	二酸化炭素排出量 H25 比削減率（民生（家庭）部門）	— (579 万 t-CO ₂)	▲31% (399 万 t-CO ₂)

〔4〕 廃棄物部門

目指す姿 (10年後)	廃棄物の発生が最小限に抑えられるとともに、発生した廃棄物は再利用・再生利用され、さらにエネルギー利用されることで、天然資源が無駄なく活用されています。		
目指す姿 (5年後)	廃棄物の積極的な 3 R が進むとともに、廃棄物焼却施設には、熱回収施設が整備されており、発電等により廃棄物のエネルギー利用が行われています。		
現 状	・廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、平成 28（2016）年度に 47 万 t-CO ₂ となっており、基準年度（平成 25（2013）年度）の 45 万 t-CO ₂ に対し、5.3%増加している。		
課 題	・温室効果ガス排出の主な原因である廃プラスチック類の排出量と焼却量の削減が求められる。		
主な取組 の 方 向	○廃プラスチック類などの廃棄物処理におけるリサイクル等の推進		
成 果 指 標	項目	現状値（H25）	目標値（R12）
	二酸化炭素排出量 H25 比削減率（廃棄物部門）	— (45 万 t-CO ₂)	+5% (47 万 t-CO ₂)

【その他温室効果ガス削減対策の推進】

〔5〕 代替フロン類

目指す姿 (10年後)	代替フロン類を使用した冷凍空調機器について、排出が抑えられている他、環境負荷の低い冷媒へ置き換えられています。		
目指す姿 (5年後)	代替フロン類を使用した冷凍空調機器について、排出を抑える取組が進んでいる他、環境負荷の低い冷媒への置き換えが進められています。		
現 状	・代替フロン類等 4 ガス（HFCs, PFCs, SF ₆ , NF ₃ ）を含む、二酸化炭素以外のその他ガスの排出量は、平成 28（2016）年度に 194 万 t-CO ₂ となっており、基準年度（平成 25（2013）年度）の 167 万 t-CO ₂ に対し、16.5%増加している。		
課 題	・業務用冷凍空調機器の廃棄時の代替フロン回収率が低く、適切な回収が行われていない。		
主な取組 の 方 向	○「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の適切な回収の促進		
成 果 指 標	項目	現状値（H25）	目標値（R12）
	その他ガス排出量 H25 比削減率	— (167 万 t-CO ₂)	▲19% (134 万 t-CO ₂)

② 再生可能エネルギーの導入促進



目指す姿 (10年後)	太陽光発電について、家庭及び事業者において、十分に環境や安全に配慮がなされた上で、導入拡大が図られ、適切な管理が行われています。 太陽光以外の再生可能エネルギーについては、経済的な自立性を確認し、十分に環境や安全に配慮がなされた上で、導入拡大が図られ、適切な管理が行われています。		
目指す姿 (5年後)	太陽光発電については、家庭及び事業者において、有用性が認識され、導入拡大が図られています。 太陽光以外の再生可能エネルギーについては、経済的な自立性を考慮しながら、十分に環境や安全に配慮がなされた上で、導入が進みつつあります。		
現 状	・日射量が多いという本県の地域特性及び電力固定価格買取制度（FIT）等により、太陽光発電の導入が進んでおり、太陽光発電システムの設置導入容量は、令和元（2019）年度末時点で1,359千kWになっている。		
課 題	・太陽光発電は、電力系統や賦課金への負担抑制に留意しながら、安定的・継続的な普及が求められている。		
主 な 取 組 の 方 向	<p>○太陽光のエネルギー利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域還元型メガソーラー発電所の安定した運営 ・メガソーラー発電還元事業を見直ししながら、再生可能エネルギーの導入を支援する。 <p>○木質バイオマスのエネルギー利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町や住民団体などが一体となって、里山林の手入れによって搬出された木質バイオマスを地域の実情に応じて熱利用等を行えるよう、課題解決を支援する。 <p>○再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力などのエネルギーを利用する家庭や事業者が、再生可能エネルギーを容易に選択でき、需要を高めることができる取組を検討する。 		
成 果 指 標	項目	現状値（R1）	目標値（R12）
	太陽光発電設備導入容量	1,359 千kW	1,858 千kW

③ カーボンサイクルの推進



〔1〕 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進

目指す姿 (10年後)	二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用の取組が加速しています。 産業活動から排出される二酸化炭素を効率的に回収するための取組が、実用に向けて広がりを見せています。 自然界における二酸化炭素吸収機能について、積極的に保全や拡大に取り組まれています。
目指す姿 (5年後)	二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用の取組が進められています。 産業活動から排出される二酸化炭素を効率的に回収するための取組が進められています。 自然界における二酸化炭素吸収機能について、保全や拡大に取り組むための仕組みが検討されています。
現 状	・大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験のほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む実証研究拠点の整備が行われている。
課 題	・カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれる。

主な取組の方向	○広島型カーボンサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用の取組を推進するとともに、企業や研究開発機関などの誘致により、環境・エネルギー産業の企業や人材の集積を促進する。 ・石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック等への代替を促進する。 ・ブルーカーボン（海洋生態系による炭素貯留）について、国の動向を踏まえながら、効果的な取組を検討する。 ・カーボンが自然界や産業活動の中で様々な形で循環し、持続的に共生できる社会経済「カーボン サーキュラー エコノミー」の実現に向けた取組を推進する。 			
	成果指標	項目	現状値 (R2)	目標値 (R7)
	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	5件	(現状値より増加)	

〔2〕森林吸収源対策の推進

目指す姿 (10年後)	<p>林業経営適地の集約化が図られ、経営力の高い林業経営者により県産材が安定的に生産される持続的な経営が行われています。また、生産された木材が生産から流通、加工、利用まで効率的に流れ、社会において有効な資源として利活用されています。</p> <p>林業経営に適さない森林において、手入れ不足人工林の解消と所有者の施業意思のない森林等の公的管理が進んでいることや、地域住民等が継続的に里山林を活用しながら保全する体制が県内全域に拡大していることにより、森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されています。</p>		
目指す姿 (5年後)	<p>林業経営適地の集約化等の生産基盤や、森林に関するデジタル情報基盤及び再造林を確実に実施するための技術基盤の整備が進むとともに、住宅以外の建築物の木造化や木質化、高付加価値な県産木材製品等が市場に浸透され始めるなど、新たな需要が確保されつつあります。</p> <p>林業経営に適さない森林において、手入れ不足の人工林の集中的な整備と所有者の施業意思のない森林等の公的管理が行われていることや、地域住民等が里山林を活用しながら自発的に管理する取組が県内各地で行われていることにより、森林の持つ公益的機能が維持発揮されています。</p>		
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる611千ha（令和2（2020）年4月現在）で、そのうち私有林面積は562千haと、森林面積の92%を占めており、これらの森林の適正管理を通じた、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されている。 		
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・林業事業者が、林業を通じた持続的な経営管理を行うためには、林業を行う事業地の集約化が進んでいないことや、所有林管理に対する不安、採算の悪さから所有者の再造林への投資が進まないなど、長期的に安定した林業経営の確立に至っていない。 ・手入れ不足人工林の存在など、経営管理がなされていない森林がまだまだ存在している。 		
主な取組の方向	○森林の経営管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営適地の集約化を図り、経営力の高い林業経営者により県産材が安定的に生産される持続的な経営の確立を目指すことで林業経営を通じた森林の持続的な経営管理を図る。 ・林業経営に適さない森林において、手入れ不足の人工林の集中的な整備を図りつつ所有者の施業意思のない森林等の公的管理を推進するとともに、地域住民等が里山林を活用しながら自発的に管理する取組を推進する。 		
成果指標	項目	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	手入れ不足の人工林の間伐面積	617ha	1,050ha

④ 気候変動を見据えた適応策の推進

飢 餓 ゼ ロ 健康・福祉 住み続けられる街 気 候 変 動



<p>目指す姿 (10年後)</p>	<p>温暖化適応に係る情報収集を継続的に実施し、収集した情報を基に、事業者・県民などに対して適切な情報提供を行うとともに、県と事業者・県民などが連携・協働して、対策に取り組んでいます。</p> <p>クールビズやクールシェアなど、生活における適応行動が生活の中に浸透しています。また、気候変動の進展状況、対策の取組状況や成果に応じて、県は対策の重要性の見直しを適時行っており、適応策の取組が普及拡大しています。</p> <p>このような仕組みを通じて、生活の様々なところに気候変動の影響が及ぶことについて、正しい理解がされ、事業者・県民など全ての主体が対策に取り組むことにより、気候変動の悪影響が小さくなっています。</p>		
<p>目指す姿 (5年後)</p>	<p>温暖化適応に係る情報収集を実施し、収集した情報を基に、事業者・県民などに対して適切な情報提供を行うとともに、県や事業者・県民など様々な主体が、対策の必要性を検討しています。</p> <p>クールビズやクールシェアなど、生活における適応行動が理解され、様々な主体が取組をしています。また、県は、対策の重要性が高い項目について、必要な適応策に取り組んでいます。</p> <p>このような取組を通じて、生活の様々なところに気候変動の影響が及ぶことについて、事業者・県民などへの理解が進んでいます。</p>		
<p>現 状</p>	<p>・近年、全国的に豪雨や猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れている。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や、猛暑のリスクはさらに高まることが予測されている。</p>		
<p>課 題</p>	<p>・「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」(H27.3)で示された、気候変動適応における7つの分野(農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活)において、適応への取組が求められている。</p>		
<p>主 な 取 組 の 方 向</p>	<p>○気候変動適応に係る情報の収集及び発信</p> <p>・効率的な気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うため、地域気候変動適応センターを設置する。</p> <p>○取り組むべき優先順位が高い項目(農業(水稻、果樹、病害虫・雑草)、自然生態系(在来種、外来種)、自然災害・沿岸域(洪水、高潮・高波、土石流・がけ崩れ等)、健康(死亡リスク、熱中症、節足動物媒介感染症)、県民生活・都市生活(都市における熱ストレス等))に係る適応策の推進</p>		
<p>参 考 指 標</p>	項目	現状値	目標値 (R12)
	気候変動適応策の認知度	(R3年度中に現状値を把握)	(現状値を踏まえ目標値を設定)

⑤ 基盤づくりの促進



<p>目指す姿 (10年後)</p>	<p>県民は、環境学習や環境イベントへの参加を通じ、日頃から、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択（COOL CHOICE）を意識しています。</p> <p>県民・団体・事業者・行政などが相互に連携し、環境に配慮した地域づくりを協働して推進することにより、地球温暖化対策に係る新たな事業が立ち上がり、定着しつつあります。</p> <p>都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進などが継続して実施され、低炭素型のまちづくりの仕組みが段階的に整っています。</p> <p>地球温暖化対策の必要性について、県民や事業者は学習機会を通じて正しく理解するとともに、研究機関は、積極的にこの分野の研究に取り組んでいます。</p>		
<p>目指す姿 (5年後)</p>	<p>県民は、環境学習や環境イベントへの参加を通じ、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択（COOL CHOICE）について、理解しています。</p> <p>県民・団体・事業者・行政などが相互に連携し、環境に配慮した地域づくりを協働して推進することにより、地球温暖化対策に係る新たな事業が検討されています。</p> <p>都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進などにより、低炭素型のまちづくりが進められています。</p> <p>県民や事業者が環境問題を学ぶ機会が充実しており、環境と経済・生活の両立が可能であると認識できています。</p>		
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県地球温暖化防止活動推進センター」と連携した「地球温暖化防止地域協議会」の立ち上げ支援や、県民・団体・事業者・行政が相互に連携した「ひろしま地球環境フォーラム」に参画するとともに、事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援するなどの取組を実施している。 ・低炭素建築物の普及など、地域特性や地域資源を活かした低炭素型まちづくりを進める取組を推進している。 ・総合技術研究所や県立広島大学において、LED技術の活用、LCA（ライフサイクルアセスメント）導入促進、地域課題の解決に向けた研究等を実施している。 		
<p>課 題</p>	<p>○活動主体の高齢化や少子化などにより、取組が十分に行えない事例が生じているほか、社会活動の多様化により、環境への取組が他の活動に埋没している面がある。</p> <p>○環境分野の研究開発については、引き続き地域ニーズに沿った課題解決に向けた取組が求められる。</p>		
<p>主な取組 の 方 向</p>	<p>○環境配慮の仕組づくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広島県地球温暖化防止活動推進センター」「地球温暖化防止地域協議会」「地球温暖化活動推進員」「ひろしま地球環境フォーラム」などとの連携・支援を行う。 ・環境月間（6月）等に合わせた啓発イベント等による啓発活動を行う。 <p>○低炭素型まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市低炭素化促進法」に基づく都市の低炭素化を推進や都市公園の整備等により、快適で潤いのある生活環境の形成を図る。 <p>○環境学習、研究、開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域や職場などにおける環境学習を推進する。 ・成長が見込まれる環境・エネルギー分野の産業において、イノベーション環境の整備などを行う。 ・複雑化・多様化する環境問題に適切に対応するため、県内の大学や県立総合技術研究所等が連携し、分野を越えた環境に関する融合的な研究等を推進する。調査・研究等の成果を広く公表し、その利用を促進する。 		
<p>参考指標</p>	<p>項目</p>	<p>現状値 (R2)</p>	<p>目標値 (R5)</p>
	<p>環境保全活動に取り組んでいる県民の割合</p>	<p>59.9%</p>	<p>65%</p>